

## 会 議 概 要

会 議 の 名 称	第1回枚方・京田辺可燃ごみ広域処理推進協議会
開 催 日 時	令和5年12月1日（金） 11時25分～11時40分
開 催 場 所	枚方市役所 4階 市長応接室
出 席 者	【枚方市】伏見市長 小山副市長 兼瀬環境部長 【京田辺市】上村市長 辻村副市長 前川経済環境部長
案 件 名	1 本協議会の協議事項 2 今後のスケジュール
配布された資料等の名 称	【資料1】枚方・京田辺可燃ごみ広域処理推進協議会の協議事項（協議会規約第3条関係） 【資料2】可燃ごみ広域処理 全体スケジュール（案）
所管部署（事務局）	枚方市環境部循環型社会推進室広域処理推進課 京田辺市経済環境部ごみ広域処理推進課
概 要	<p><u>1 本協議会の協議事項（協議会規約第3条関係）</u> 枚方京田辺環境施設組合（以下「組合」という。）の共同処理する事務の変更及び組合規約の変更に関する事。 その他可燃ごみの広域処理に係る必要な事項に関する事として、主に枚方市東部清掃工場焼却施設の組合への事業承継に関する事。 以上が本協議会において協議・合意形成を図っていく事項であることを確認。</p> <p><u>2 今後のスケジュール</u> 令和7年度末の新施設完成・稼働により、組合による新施設及び東部清掃工場焼却施設の管理運営が始まることから、令和7年度の早い時期に共同処理する事務の変更及び組合規約の変更に関する総務大臣許可が必要であることから、引き続き、連携を図りながら各関係機関との協議・調整や両市議会への手続きに向けて取り組んで行くことを確認。 次回以降の開催において、東部清掃工場焼却施設の事業承継手法等について報告を予定。</p>
主 な 意 見 等	
<p>1 <u>本協議会の協議事項</u> 2 <u>今後のスケジュール</u></p> <p>委員）組合規約の変更については、組合の管理運営に向けた手続きであり、これまでの延長であるが、大阪府、京都府としっかり調整し遅れることのないよう進めていきたい。</p> <p>委員）スケジュール管理を行いながら、後戻りなどがないよう取り組んでいきたい。</p> <p>委員）両市の市民や市議会への説明や報告を適宜行いながら進めていきたい。</p>	

委員) 東部清掃工場焼却施設の組合への事業承継については、令和7年度末の組合への移行に向けて、引き続きよろしくお願ひしたい。

委員) 東部清掃工場焼却施設の組合への事業承継について、手法等が整い次第報告をしたいと考えている。

○補足

#### 枚方京田辺環境施設組合

枚方市、京田辺市で発生する一般廃棄物のうち、可燃ごみの中間処理を行うための施設の設置に関する事務を行うため設立された一部事務組合。(平成28年5月31日設立)

建設中の新焼却施設が完成すれば、両市の可燃ごみの処理に関する事務が組合へ移行するため、新焼却施設と東部清掃工場焼却施設の管理運営が組合の事務となる。

このため、組合の共同処理する事務に「管理運営に関する事務」を加える手続きが必要となる。

#### 一部事務組合

地方公共団体が、その事務を一部共同して処理するために設ける特別地方公共団体をいう。

近隣のごみ処理に関する一部事務組合の事例としては、枚方市が加入する北河内4市リサイクル施設組合や宇治市を始めとする京都府南部の6市町による城南衛生管理組合などがある。

#### 共同処理する事務の変更及び組合規約の変更

組合の共同処理する事務に「管理運営に関する事務」を加える行為は、共同処理する事務の変更であり、地方自治法第286条第1項の規定に該当することから総務大臣の許可を受ける必要がある。

#### 東部清掃工場焼却施設の事業承継

東部清掃工場焼却施設を枚方市から組合に引き継ぐことをいう。

以上